

南砺市山間過疎地域振興条例（案）のパブリックコメントにおけるご意見と市の考え方（回答）

平成24年10月11日から10月30日まで実施した「南砺市山間過疎地域振興条例（案）」のパブリックコメントにおいて、2件（6項目）のご意見をいただきました。ご意見と市の考え方は次のとおりです。

No.	ご意見（概要）	市の考え方（回答）
1	<p>南砺市が「南砺市の山間過疎地域」を守れないとか活かせないと言うことは、何れ南砺市が富山県から、あるいは日本から守られない・活かされない・切り捨てられる方向に進んで行ってしまうという事だと思ふ。しかし、町地域に住む市民の中には山間過疎地域に対して、「なぜ、利用する人も少ないのに手厚いのか？」という考えの人もある。</p> <p>南砺市の町地域に住んでいるとは言え、何れは同じ運命という事を認識して南砺市全体で本気で取り組まなければいけないことだと思ふ。町地域に住む市民に、市民の役割などをよく理解してもらうことが大きな課題である。</p>	<p>ご意見のとおり、山間過疎地域の振興は南砺市の重要な課題であり、南砺市の一体的発展のために必要不可欠なことと考えています。</p> <p>（基本理念）第3条にもありますよう、山間地域の公益的機能は市民共有の財産であり、多大な恩恵を受けていることを市民の皆様に認識いただき、その維持の重要性を理解してもらうよう周知を図りたいと考えています。</p>
2	<p>南砺市が合併して8年、合併してよかったか問われている。平準化を進めているのに、地域割り、差別的な政策ではないか。</p>	<p>合併後8年が経過し、各種事項について順次平準化を進めてきましたが、その間に山間部では大幅な人口減少と著しい高齢化が進む等、山間部の過疎化は極めて深刻な状況となっております。今後は、南砺市の一体的な発展のため、地域ごとの個性や特性に合った施策に取り組むことが重要であると考えています。</p>

No.	ご意見（概要）	市の考え方（回答）
3	南砺市は「みなし過疎市町村」であり、全体が過疎地である。今後益々その傾向である中で、条例で縛るのはおかしい。	南砺市の人口は減少していますが、現段階では過疎地域指定の要件に該当する大幅な減少ではありません。しかし、合併前に過疎地域に指定されていた旧の平村、上平村、利賀村の面積の合計が南砺市の半分以上を占めることから市全体がみなし過疎地域となっています。このため、過疎地域対策をより積極的に行う地域を条例によって明確にする必要があると考えています。
4	対象となる地域は自治振興会単位を守るべき。（定義）第2条（1）のウ「集落の住居の過半数が標高200m以上にある集落」として地域を分割するのはよくない。	自治振興会単位では範囲が広くなり、同じ自治振興会内で山間部の集落とそうでない集落で大きく状況が違う地域もあります。また、自治振興会の大部分が平野部の地域でも、条例の主旨である山間過疎地域の振興を図るため、山間部が対象となるよう集落単位としています。
5	（定義）第2条（1）のウは、標高で過疎化が分類出来るのか。出来ないと思う。	この条例は、豪雪等の厳しい気象条件や各種施設まで交通の便が悪い等、日常生活に極めて条件が不利な山間部の過疎地域の振興を目的としていますので、標高を基準とすることは適切と考えています。
6	（目的）第1条の「山間過疎地域の振興を総合的に推進する」では、具体的政策がわからない。具体的内容を説明して理解が得られれば、その後、条例を制定してはどうか。	山間過疎地域の具体的な振興策に取り組むための根拠として、この条例が必要であると考えています。条例制定後、速やかに具体的な施策に取り組むため、並行して振興策に関する事務を進めていきたいと考えています。

問い合わせ先：

南砺市役所 企画情報課 企画調整係

担当：柴、上野 電話：0763-23-2002